

洲本市人事行政の運営等の状況の公表について

洲本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和4年度における人事行政等の状況について公表します。

I 職員の任免の状況

1. 職員の採用状況(令和4年度)

区分	採用者数	備考
一般行政職	6人	事務職6人
医師職	0人	
看護・保健職	1人	保健師1人
福祉職	1人	保育士1人
技能労務職	0人	
合計	8人	

2. 職員の退職状況(令和4年度)

区分	定年退職	早期希望退職	普通退職	その他	計
一般行政職	2人	3人	4人	0人	9人
医師職	0人	0人	0人	0人	0人
看護・保健職	2人	2人	1人	0人	5人
薬剤師・医療技術職	0人	0人	1人	0人	1人
福祉職	0人	0人	1人	0人	1人
技能労務職	3人	0人	0人	0人	3人
合計	7人	5人	7人	0人	19人

3. 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	
		令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0
		総務	96	94	▲2
		税務	18	17	▲1
		労働	1	1	0
		農林水産	28	30	2
		商工	8	8	0
		土木	27	28	1
		民生	95	100	5
		衛生	45	42	▲3
	計	322	324	2	
		教育部門	45	44	▲1
	消防部門	1	0	▲1	
	小 計	368	368	0	
公会 営計 企業 業門 等	病院	14	13	▲1	
	水道	0	0	0	
	下水道	8	7	▲1	
	その他	35	34	▲1	
	小 計	57	54	▲3	
	合 計	425	422	▲3	

(注)職員数は一般職に属する職員数である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 3	人 17	人 28	人 46	人 39	人 29	人 45	人 60	人 58	人 50	人 40	人 7	人 422

(注)職員数は一般職に属する職員数である。

II 職員の人事評価の状況

管理職その他一般職員に対して能力評価及び業績評価を実施し、人材育成に活用しています。

III 職員の給与の状況

1. 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
4	42,307	26,947,278	722,566	3,920,500	14.5	10.1

2. 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
4	368	1,339,534	216,030	521,552	2,077,116	5,644

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

3. ラスパイレス指数の状況

R3.4.1	R4.4.1
99.9	99.6

(注)ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

4. 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
洲本市	42.2 歳	326,100 円	383,386 円	354,670 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
洲本市	54.8 歳	27 人	323,600 円	354,304 円	334,218 円
うち 清掃職員	57.8 歳	11 人	313,100 円	344,064 円	322,309 円
うち 用務員	56.8 歳	7 人	337,300 円	349,829 円	343,929 円
うち 学校給食員	51.0 歳	9 人	327,400 円	369,400 円	339,600 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	- 円	328,416 円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
洲本市	35.7 歳	264,034 円	312,864 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

5. 職員の初任給の状況(令和4年度)

区 分		洲本市	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	- 円
	中学卒	146,100 円	- 円
教育職	大学卒	182,200 円	- 円
	短大卒	163,100 円	- 円

6. 一般行政職の級別職員数等の状況(令和4年度)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長、参事、課長、主幹	42人	15.7%	362,900円	444,900円
6 級	課長補佐、副主幹	31人	11.6%	319,200円	410,200円
5 級	係長	72人	27.0%	289,700円	393,000円
4 級	主査	26人	9.7%	264,200円	381,000円
3 級	主任	48人	18.0%	231,500円	350,000円
2 級	主事、技師	28人	10.5%	195,500円	304,200円
1 級	事務員、技術員	20人	7.5%	146,100円	247,600円

(注) 1 洲本市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(令和4年度)

洲本市		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度決算) 1,472 千円		—	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2～15% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和4年度)

洲本市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	6,454 千円	18,389 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和4年度)

支給実績(令和4年度決算)		1,575 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		315 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全地域	0.0 %	5 人	0 %

(注) 県からの派遣職員、および令和2年度から、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。

(4) 特殊勤務手当(令和4年度)

支給実績(令和4年度決算)		15,896 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		407,589 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		9.2 %		
手当の種類(手当数)		25		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	税務職員	家庭等を訪問し、納税の督促、徴収等の事務に従事	2 千円	1日400円
滞納処分手当	税務職員	物件の差押え、差押物件の引揚げ等の滞納処分に従事	2 千円	1日400円
評価事務手当	税務職員	庁舎外において固定資産税の課税客体のうち土地及び家屋に係る評価事務に従事	102 千円	1日400円
用地交渉等手当	用地課職員及び用地交渉業務従事職員	庁舎外において市の事業の推進に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で市長が困難であると認めるものに従事	25 千円	1日400円
社会福祉業務手当	右記の業務に従事した職員	(1)家庭等を訪問して行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条の規定による現業又は現業事務の指導監督(いずれも生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関するものに限る。)に従事した職員 (2)家庭等を訪問して行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく助言、指導、被害者の安全の確保その他これらに類する業務で市長が困難であると認めるものに従事した職員	292 千円	(1)1日400円 (2)1回800円
精神結核保健業務手当	保健師又は看護師	家庭を訪問して精神病患者又は結核患者に接して療養又は看護の指導に従事	2 千円	1日300円
護送作業手当	右記の業務に従事した職員	精神病患者若しくは結核患者又は行旅病人の入院措置の護送作業に従事	0 千円	1日740円

訪問看護業務手当	看護師、理学療法士等の職員	家庭を訪問し療養上の世話又は必要な診療の補助若しくはリハビリテーション等の訪問看護の業務に従事	5 千円	1日200円
在宅医療業務等待機手当	右記の業務に従事した職員	住民からの緊急の呼び出しに対応するために待機	487 千円	勤務日の時間外に待機1日1,000円、週休日・休日に待機1日2,000円
夜間看護等手当	右記の業務に従事した職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における看護又は介護業務に従事	0 千円	勤務1回3,000円
放射線作業手当	放射線技師	放射線作業に従事	0 千円	1日230円
死体処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 行旅死亡人又は変死者の処置作業に従事したとき (2) 診療所の入院患者又は特別養護老人ホームの入所者が死亡し、死後の処置を行ったとき	32 千円	1日4,000円
防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症又は新感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者の救護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。 (2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に規定する患畜又は擬似患畜の殺処分の立会い、畜舎の消毒又は死体の焼却作業に従事したとき	855 千円	1日740円
清掃等作業手当	生活環境課職員	清掃作業又は火葬場作業に従事	1,764 千円	1日900円
狂犬病予防注射従事手当	右記の業務に従事した職員	狂犬病予防注射に従事	7 千円	1日510円
死獣処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 屋外に放置された死獣の収容作業又は飼い主の要請を受け犬猫等の死体の引取り作業に従事したとき (2) 収容された死獣を定められた処分場に搬送する等の処理作業に従事したとき	510 千円	1回500円
道路上作業手当	右記の業務に従事した職員	道路の維持修繕の作業又は上下水道管の補修作業若しくは公園の清掃作業のうち道路上で行うごみの積載等の作業に従事	68 千円	1日200円
災害従事手当	右記の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、洲本市災害対策本部の指示に従い、防災又は救助の業務に従事	130 千円	1災害1,270円
手術手当	医師	手術	0 千円	1回20,000円

時間外診療手当	医師	外来の時間外、休日、深夜の診療	671 千円	1回 診察料点数表の初診料又は再診料の基本点数に、時間外、休日、深夜に該当する加算点数を加えた点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額
入院手当	医師	入院	0 千円	有床診療所に入院する患者1人1日につき1,000円を延べ入院患者数に乗じて得た額
嘱託医契約手当	医師	医師会との協議に基づく市内企業等との嘱託医契約及び市の運営する施設との嘱託医契約	0 千円	契約金額の7割
往診手当	医師	往診	770 千円	1回 勤務時間内及び休日、夜間、深夜(午後10時から午前6時まで)の診療保険点数表に定める距離に応じて、それぞれ該当する診療保険点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額
研究研修手当	医師	研究研修	8,041 千円	1か月勤務した月1月につき60万円を上限として別に定める額
待機手当	医師	待機	2,130 千円	1日につき平日5,000円、休日7,500円

(5) 時間外勤務手当(令和4年度)

支給実績(令和4年度決算)	73,550 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	196,135 円
支給実績(令和3年度決算)	75,651 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	200,136 円

(注) 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

(6) その他の手当(令和4年度)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ	—	50,934 千円	268,073 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃-27,000円)×1/2(28,000円限度) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ	—	21,776 千円	268,844 円

通勤手当	○通勤のため交通機関、交 通用具(自動車等)を使用し ている職員に支給(徒歩によ り通勤するものとした場合の 通勤距離が片道1km未満で ある職員を除く) ・交通機関を使用している職 員 運賃等相当額(鉄道等利 用者は6箇月定期券の額)支 給限度額55,000円 ・交通用具(自動車等)を使 用している職員 通勤距離に 応じ2,500円~26,400円	異なる	国は片道2k m未満無支 給。また交通 用具(自動車 等)を使用し ている職員に 対する手当が 国より2,000円 高い(片道2k m以上の各距 離区分)。	44,786 千円	116,327 円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、か つ、採用による欠員補充が 困難である等の事情が考慮 される職に新たに採用される 職員のために設けられたもの で、民間企業の初任給との 水準を調整するために支給 される手当 ・医師 368,800円以内 (35年)	同じ	—	1,439 千円	1,439,000 円
単身赴任手当	○異動に伴う転居により配偶 者と別居し、単身で生活する こととなった職員に支給され る ・30,000円+職員の住居と配 偶者の住居との間の交通距 離による加算額(8,000円~ 70,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員 に支給 ・通常の宿日直 5,500円	異なる	国は4,400円	22 千円	22,000 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜に わたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額 ×25%×午後10時から翌日 の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当 たりの給与額 の算出方法 が異なる	時間外勤務 手当に合算	— 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にあ る一定範囲の職員に対して、 その職務の特殊性に着目し て支給 ・役職の区分に応じて50,000 ~120,000円	異なる	支給区分・金 額が異なる	38,215 千円	813,080 円
管理職特別勤務手当	○管理職が臨時又は緊急の 必要その他の公務の運営の 必要により、週休日又は休日 等の勤務1回に当たり、 12,000円を超えない額。週 休日以外の日の午前0時か ら午前5時までの間の勤務1 回に当たり、6,000円を超え ない額。	同じ	—	652 千円	15,518 円

8. 特別職の報酬等の状況(令和4年度)

区	分	給	料	月	額	等
給 料	市	長	(920,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
				920,000 円	985,000 円 / 431,000 円	
料	副 市	長	(740,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
				740,000 円	790,000 円 / 420,000 円	

報酬	議長	長	505,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
	副議長	長	(505,000 円)		
	議員	長	422,000 円	475,000 円 / 200,000 円	
		員	(422,000 円)		
期末手当	市長	長	(令和4年度支給割合)	4.15 月分 (100分の15を減じた額)	
	副市長	長		4.15 月分 (100分の8を減じた額)	
	議長	長	(令和4年度支給割合)		
	副議長	長		4.05 月分 (100分の5を減じた額)	
退職手当	市長	長	(算定方式)	(1期の手当額)	
		副市長	給料月額×在職月数×0.40	17,664,000 円	
	備考	市長	給料月額×在職月数×0.24	8,524,800 円	任期毎
		副市長			任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

IV 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

1. 職員の勤務時間・休憩時間(令和4年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

2. 主な休暇等の導入状況(令和4年4月1日現在)

種類	付与日数等	
年次有給休暇	20日	
病気休暇	公務傷病	任命権者が療養上必要と認める期間
	結核性疾患	2年以内
	その他の傷病	90日以内
特別休暇	選挙休暇	必要と認められる期間
	裁判員休暇	必要と認められる期間
	ドナー休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	5日以内
	結婚休暇	5日以内
	出産サポート休暇	5日以内(体外受精その他定める不妊治療の場合は10日以内)
	産前休暇	出産予定日を含む8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
	産後休暇	出産の日の翌日から9週間
	育児時間休暇	1日2回30分以内(生後1年まで)
	出産補助休暇	2日以内(配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合)
	育児参加休暇	5日以内(配偶者の出産予定日8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から産後9週間まで)
	生理休暇	1回につき3日以内
	妊婦の通院休暇	必要と認められる期間(妊娠満23週までは4週間に1回、満24週から満35週までは2週間につき1回、満36週から出産までは1週間につき1回、産後1年まではその間に1回)
	母性保護休暇	必要と認められる期間
	妊婦の時間短縮休暇	必要と認められる期間(1日1時間以内)
	家族の看護休暇	5日以内
	忌引休暇	親族の区分により1日から7日
	法要休暇	1日以内
	夏季休暇	3日以内(7月～9月)
	災害復旧休暇	7日以内
出勤困難休暇	必要と認められる期間	
退勤危険回避休暇	必要と認められる期間	
介護休暇	連続する6か月の期間内において必要と認められる期間	
組合休暇	30日以内	

V 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況(令和4年度) (単位:人)

種別	男性	女性	合計
育児休業	6	23	29
部分休業	1	8	9

VI 職員の分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分者数(令和4年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	0	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
廃職又は過員となった場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

2. 懲戒処分者数(令和4年度)

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	2	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	0	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

VII 職員のサービスの状況

地方公務員法において、サービスの根本基準として「職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ことが規定されているほか、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、職務上の遵守義務が定められおり、随時服務規律の徹底を図っています。

VIII 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正(平成28年4月1日)に伴い、退職後に営利企業等に再就職した元職員が退職前の職務に関して、一定期間現職職員への働きかけを行うことが禁止されています。

IX 職員の研修の状況

職員の研修の状況(令和4年度)

	区 分	受講者数
洲本市	新任職員研修	13人
	地方自治法研修	11人
	法制執務研修	7人
	メンタルヘルス研修	38人
淡路広域行政事務組合	淡路島3市合同新任職員研修	8人
兵庫県自治研修所	若手職員研修	12人
	中堅職員研修	8人
	監督職研修	8人
	管理職研修	5人
	接遇指導者養成研修	1人
	クレーム対応研修	3人
	働き方改革のための効率アップ研修	1人
	働き方改革のための事業見直し研修	2人
	説明力向上研修	1人
	公営企業経営戦略研修	4人
	民法研修	2人
	行政法研修	1人

	区 分	受講者数
兵庫県	地方債事務担当職員研修	1人
	地方公営企業会計担当職員研修	4人
	債権管理研修	4人
	基金運用研修会	1人
	給与事務担当職員研修	1人
	統一的な基準による地方公会計制度研修	1人
兵庫県市町村振興協会	パソコン研修	6人
兵庫県まちづくり技術センター	下水道に関する技術講習会	1人
全国市町村国際文化研修所	鳥獣被害と自治体の対応	1人
	自治体の広報	1人
	DXの推進	1人
	地域ブランドの育成と保護	1人
地方自治研究機構	定年引上げに関する実務講習会	1人
一般社団法人日本経営協会	自治体職員のための契約事務入門	1人
総務省近畿管区行政評価局	近畿地方行政管理・評価セミナー	4人
その他	全国社会福祉協議会中央福祉学院、ひょうご震災記念21世紀研究機構、日本雇用環境整備機構、第一法規、兵庫労働局	8人

X 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員健康診断等の実施状況(令和4年度)

区分	受診者数
定期健康診断	410人
人間ドック	234人

2. 公務災害等の発生状況(令和4年度)

区分	件数
公務災害	4件
通勤災害	1件

3. 共済組合

兵庫県市町村職員共済組合に加入しています。詳細は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.h-kvosai.or.jp/>

4. 洲本市職員互助会(令和4年度)

洲本市職員互助会は、職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的として、会員の福利厚生等に関する資金の給付事業、レクリエーション事業、クラブ活動助成等を行っています。

名称	会員数
洲本市職員互助会	414人